

本庄農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書

(令和7年8月受付分の縦覧用)

1. 変更しようとする内容

事案 番号	農用地 区域番 号	所 在 地				地 目		面積 (㎡)		除 外 等 の 理 由 (利用目的)
		所在	字名	地番	枝番	登記簿	現況	台帳	除外等 (利用)	
(1) 農用地区域から除外する土地										
1	B-2	四方田	七本林	193		田	畑	964	464	分家住宅
	B-2	四方田	七本林	195	7	畑	畑	36	36	分家住宅
2	A-1	小和瀬	観音堂	78	2	畑	宅地	10	10	外 11 筆 法第 10 条第 3 項非該当
3	A-1	鶉森	本郷	47	5	畑	公衆用 道路	5.62	5.62	外 349 筆 法第 10 条第 4 項該当
(2) 農用地区域へ編入する土地										
1	B-1	栗崎	古川端	1151	2	田	田	0.25	0.25	土地改良事業地内(受益地)であるため
2	C-1	児玉町吉田林	尾持	496		田	田	1393	1393	土地改良事業地内(受益地)であるため
(3)農業用施設用地から除外する土地／該当無										

2. 変更理由

令和7年8月受付分の本庄農業振興地域整備計画で定めている農用地利用計画に対する変更の申出について、本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第2項各号に適合していま

す。また前回の計画見直しから約 10 年が経過し、基礎調査を実施する中で、土地収用等に伴う農用地の該当・非該当の判別の結果、農用地利用計画の変更が必要となることから、本庄農業振興地域整備計画の全体見直しが必要であると判断いたしました。そのため、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 3 条各項の規定による関連農業団体の意見聴取及び任意手続として本庄市農業振興整備促進審議会（以下「審議会」という。）への諮問並びに埼玉県との事前協議を行ってきました。

上記の手続については、関連する農業団体は同意の意見であり審議会からは承認を頂き、埼玉県との事前協議を行ったところ、令和 8 年 7 月 8 日付け本農振第 2 6 4 号で協議が成立し、次の手続として、法第 1 3 条第 4 項で準用する第 1 1 条の規定で市民からの意見書の提出等ができるよう変更案を公告縦覧するものです。